

令和6年度デザイン産業振興事業
「デザイン活用推進事業」運営業務
企画提案説明書（仕様書）

1 業務名

「デザイン活用推進事業」運営業務

2 事業の背景と目的

（一財）さっぽろ産業振興財団では、人々の価値観がスピーディに変化している社会の中で、札幌市のデザイン産業が継続的に発展していくためには、商品・サービスの開発、ブランド戦略、顧客体験の向上等ビジネスのさまざまな側面において、デザイン産業と他産業が連携し、新規事業や、国内外からの投資、新たな価値や雇用を生み出す成長企業を創出することが必要であると考えている。

そこで、本事業は、デザイナー等¹や他産業企業を対象に、これからの時代に求められるデザイン²活用の可能性や有用性を伝えるとともに、デザイン産業と他産業の連携において効果的な知識やノウハウ等を提供することを目的としたプログラムを実施するものである。

¹デザイナー等：グラフィックデザイナー、プロダクトデザイナー、イラストレーター、ディレクター、ライター、クリエイター、プロデューサー等。

²デザイン：問題を解決に導くために、問題の本質を掘り下げ、概念やしぐみを論理的に設計し表現する広義のデザインのことを指す。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月17日（月）まで

4 業務内容

受託者は、デザイナー等及び企業のニーズに沿った効果的なプログラムを企画立案し、運営を行うものとする。

なお、業務の内容は現時点での予定であり、今後、企画提案の結果によって委託者と受託者が協議し、調整するものとする。

(1) デザイナー等及び企業を対象とした効果的なプログラムの企画・運営

ア 業務概要

デザイナー等や企業に対し、デザイン活用の浸透及び理解促進を図る機会や、企業課題の解決及び付加価値向上に資する価値創造プロセスを体験する機会等、ターゲットごとに効果的な学びのプログラムを企画立案し、プログラムの内容に沿って運営を行う。

なお、デザイナー等を対象とするプログラムに関しては、業界の視点が欠かせない為、地場（札幌市）のデザイナー等のニーズや声を参考に、委託者と協議の上プログラムを企画運営するものとする。

イ 提案内容及び留意事項

(ア) デザイナー等を対象とするプログラム企画との調整・運営

- ① プログラムの立案においては、財団が指定するテーマ「地域で活躍するデザイナー等の仕事術」を基に、企業価値向上に繋がるデザイナー等の役割や仕事の領域、その新たな可能性について対象者の理解促進が図られると共に、それらの実践において必要なプロデュースやマネジメント等の知識・ノウハウ等について学びが深まるよう工夫をすること。

受託者は、このテーマを基に、具体的な内容、講師（複数可）、開催方法（セミナー、講義、グループワーク、ハンズオンワークショップ等）、1コマの時間設定やスケジュール等について提案することとする。また、プログラムの内容は、札幌市のデザイナー等のニーズや声を参考にし、プログラムの参加メリットとゴール設定を明確にした上で提案をすることとする。なお、委託者との打ち合わせにおいて、地場（札幌市）のデザイナー等が参加する場合がある。

- ② プログラムの講師は、テーマに沿った実績のある人物（複数可）を候補として提案することとする。なお、講師選定においては、中小企業との連携・協業等において経験のあるデザイナー等であることに留意すること。また、プログラムの開催手法によって、ファシリテーターやサブファシリテーター等の参画が予測される場合は、それらの人物の候補も明確にした上で提案をすること。
- ③ 講師等の謝金及び旅費交通費は、委託費に含めることとする。
- ④ プログラムのコマ数は3回程度とし、対象者には3コマを一連のプログラムとして案内することとする。ただし、プログラムの内容や開催時期等を鑑み、より効率的かつ効果的な提案となる場合には、この限りではない。また、部分的に参加を希望するデザイナー等の参加機会を妨げることのないよう対策を講じた上で、募集の案内や運営において提案をするよう留意すること。
- ⑤ 対象デザイナー等は、札幌市で活動しているデザイナー等とする。ただし、定員に限りのない講義やセミナー等を開催する場合には、対象を限定しない。
- ⑥ プログラム1コマにつき、20名（社）程度の参加を想定する。ただし、プログラムの内容や開催時期等を鑑み、より効率的かつ効果的な提案となる場合には、この限りではない。
- ⑦ プログラムのコマごとに参加者間の交流会を開催する。交流会に係る費用は、委託費に含めることとする。
- ⑧ プログラム参加者のアンケートをとり、プログラム内容及び運営に関する効果検証を行う。

- ⑨ 開催場所は、札幌市産業振興センター内『Sapporo Business HUB』を無償で使用することが可能である。

(イ) デザイン産業企業以外の企業を対象とするプログラムの企画・運営

- ① プログラムの立案においては、企業価値向上に繋がる戦略的なデザイン活用の効果や有用性について対象者の理解促進が図られると共に、それらの導入において必要なデザインリテラシーやマーケティング等の知識・ノウハウ等について学びが深まるよう工夫をすること。
- ② プログラムの内容は、札幌市の様々な業種の企業が興味・関心をもつようなテーマ設定とし、プログラムの参加メリットとゴール設定を明確にした上で提案をすることとする。
- ③ プログラムの講師は、テーマに沿った実績のある人物（複数可）を候補として提案することとする。なお、プログラムの開催手法によって、ファシリテーターやサブファシリテーター等の参画が予測される場合は、それらの人物の候補も明確にした上で提案をすることとする。
- ④ 講師等の謝金及び旅費交通費は、委託費に含めることとする。
- ⑤ プログラムの開催手法（セミナー、講義、グループワーク、ハンズオンワークショップ等）、1 コマの時間設定やスケジュール等について、効率的かつ効果的な提案をすることとする。
- ⑥ プログラムのコマ数は 3 回程度とし、対象者には 3 コマを一連のプログラムとして案内することとする。ただし、プログラムの内容や開催時期等を鑑み、より効率的かつ効果的な提案となる場合には、この限りではない。また、部分的に参加を希望する企業の参加機会を妨げることのないよう対策を講じた上で、募集の案内や運営において提案をするよう留意すること。
- ⑦ 対象企業は、札幌市内に本社、支社、営業所、事務所があることとする。ただし、定員に限りのない講義やセミナー等を開催する場合には、対象を限定しない。
- ⑧ プログラム 1 コマにつき、20 名（社）程度の参加を想定する。ただし、プログラムの内容や開催時期等を鑑み、より効率的かつ効果的な提案となる場合には、この限りではない。
- ⑨ プログラムのコマごとに参加者間の交流会を開催する。交流会に係る費用は、委託費に含めることとする。
- ⑩ プログラム参加者のアンケートをとり、プログラム内容及び運営に関する効果検証を行う。
- ⑪ 開催場所は、札幌市産業振興センター内『Sapporo Business HUB』を無償で使用することが可能である。

(ウ) デザイナー等及び企業を対象としたプログラムの企画・運営

- ① プログラムの立案においては、デザイナー等と企業の双方が参加するプログ

ラムとして、期待される効果やゴールを明確にした上で提案することとする。

- ② プログラムの内容は、デザイナー等と企業のビジネス連携において共通する事項をテーマとして取り入れることとする。
- ③ プログラムの講師は、テーマに沿った実績のある人物（複数可）を候補として提案することとする。なお、プログラムの開催手法によって、ファシリテーターやサブファシリテーター等の参画が予測される場合は、それらの人物の候補も明確にした上で提案をすることとする。
- ④ 講師等の謝金及び旅費交通費は、委託費に含めることとする。
- ⑤ プログラムの開催手法（セミナー、講義、グループワーク、ハンズオンワークショップ等）、1 コマの時間設定やスケジュール等について、効率的かつ効果的な提案をすることとする。
- ⑥ プログラムのコマ数は、1 回程度とする。ただし、プログラムの内容や開催時期等を鑑み、より効率的かつ効果的な提案となる場合には、この限りではない。
- ⑦ 対象デザイナー等及び対象企業は、（ア）デザイナー等を対象とするプログラム及び（イ）企業を対象とするプログラムの参加者を想定する。ただし、当該プログラムのみ参加を希望するデザイナー等や企業の参加機会を妨げることのないよう対策を講じた上で、募集の案内や運営において提案をするよう留意すること。
- ⑧ プログラム1 コマにつき、40 名（デザイナー等 20 名、企業 20 名）程度の参加を想定する。ただし、プログラムの内容や開催時期等を鑑み、より効率的かつ効果的な提案となる場合には、この限りではない。
- ⑨ プログラムのコマごとに参加者間の交流会を開催する。交流会に係る費用は、委託費に含めることとする。
- ⑩ プログラム参加者のアンケートをとり、プログラム内容及び運営に関する効果検証を行う。
- ⑪ 開催場所は、札幌市産業振興センター内『Sapporo Business HUB』を無償で使用する事が可能である。

(2) 全体業務の管理・運営

ア 業務概要

プログラム対象者の募集、応募者の受付管理、講師との調整・支払い、及び事業全体の管理運営を行う。また、本事業の目的が対象者に効果的に伝わるような事業のブランディング及び周知を行う。

イ 提案内容及び留意事項

（ア）本事業全体の進行管理の方法及びスケジュール概要の提案

（イ）プログラム対象者の募集及び応募者の受付管理方法の提案

- ① 応募者の受付方法を具体的に提案すること。なお、オンラインでの受付も可能とすること。
- ② 本事業に係る企業情報・個人情報は、受託者が管理すること。
- ③ 本事業の問い合わせ窓口として「運営事務局」を設け、相談・問い合わせが受けられる体制を整えること。
- ④ 応募の状況、問い合わせ内容等については、委託者と随時共有すること。

(ウ) 本事業を効果的に伝える周知方法の提案

- ① 本事業のキービジュアルの制作者については、札幌市内のデザイナー等を候補として挙げることにする。なお、キービジュアルは、周知ツールに展開することとする。
- ② 周知ツールには、当課 HP (<https://screensapporo.jp/>) のトップ画面用バナー(833px×450px)制作とチラシ制作(A4・印刷含む)を盛り込むことにする。なお、本事業の対象者に伝わるよう、チラシには各プログラムの目的や参加メリット等をわかりやすく盛り込む等工夫をすること。
- ③ 周知先については、本事業の意図を汲み取り提案すること。

(3) 会場及び費用に関すること

- ア 各プログラムの講師等の謝金及び旅費宿泊費は、委託費に含めることにする。
- イ 各プログラムで使用するテキストや配布物等の制作費(印刷費含む)は、委託費に含めることにする。
- ウ 各プログラムの実施において、オンラインツールを活用する場合は、その運営に係る費用を委託費に含めることにする。
- エ 各プログラムを提供する場所は自由提案とするが、札幌市産業振興センター内『Sapporo Business HUB』を無償で使用する事が可能である。
- オ 周知ツールの制作に係る費用を委託費に含めることにする。
- カ 本業務の管理運営に係る費用を委託費に含めることにする。

(4) 事業実施後の報告及び提言

ア 業務概要

参加デザイナー等及び企業へのアンケート調査や実施結果の検証等をもとに、事業の効果分析等を行うとともに、今後の効果的なデザイン活用の推進やデザイナー等と企業の連携・協業に繋がる提言を行う。

イ 提案内容及び留意事項

(ア) 事業実施後の報告及び提言に向けたアンケート項目及びアンケート手法の提案

- ① アンケート項目に関しては、今後の提言に活かされることを考慮して提案すること。

- ② その他、デザイン活用の推進及びデザイナー等と企業の連携・協業に係る提言を充実したものにするために、事業の検証や効果分析において有用な取組があれば提案すること。

5 実施報告書

受託者は、上記業務終了後、業務概要をまとめた実施報告書（A4版）を保存したデータ一式をDVD又はパスワード付の電子メールにて提出すること。実施報告書は、実施したプログラムごとに10枚以上の写真を添付し、事業の概要がわかるよう、仕様書に沿ってわかりやすくまとめること。また、実施報告書には、各プログラムの効果分析、改善点、課題等を含めることとし、今後の事業設計に対する提言を記載すること。

提出期限：令和7年3月17日（月）

6 委託料の支払い

委託料には本業務を遂行するために必要な経費を含み、原則として業務完了後に一括して支払う。

7 環境への配慮

本業務においては、環境負荷軽減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

8 その他特記事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(3) 個人情報の留意事項

個人情報を扱う際は、個人情報の保護に関する法律を厳守し、個人の権利利益を侵

害することのないよう努めること。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(5) 再委託の禁止

受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ当財団の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(6) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、明確な記述とするように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページ等に掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

(7) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。受託者は、本著作物に関する著作人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 委託者担当部署

〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 番 1 号 札幌市産業振興センター内
一般財団法人さっぽろ産業振興財団 クリエイティブ産業振興課 担当：岡田・伊藤
電話：011-817-5711 E-mail: info@creative-sapporo.jp